

パネルディスカッション（みんなで考えよう！『農薬のこと』）

司会（県食品安全・消費生活課 清水課長補佐）: 時間となりましたので、これからパネルディスカッション及び意見交換会を行います。パネリストのご紹介をさせていただきます。壇上、皆様方から向かって左側からお2人目のほうから順に右手に向かって、

生活協同組合ララコープ会長 長尾保子様、

ながさき西海農業協同組合営農経済部長 岡本量次様、

九州農政局消費・安全部安全管理課生産資材管理係長 庭瀬功様、

長崎県病害虫防除所長 藤田章一郎様、

佐世保市保健所生活衛生課主幹 伊藤一喜様以上5名のパネリストの皆様です。

それから皆様方から向かって一番右側、先ほどご講演をいただきました。内閣府食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官の新本様には引き続きアドバイザーとして参加いただいています。最後に本日のコーディネーターをつとめていただきます、皆様方から向かって一番左側、九州農政局長崎農政事務所消費・安全部長の城後一郎様です。パネルディスカッション・意見交換会の議事進行につきましては、城後様にお願いいたします。それではよろしくお願いします。

コーディネーター（九州農政局長崎農政事務所 城後消費・安全部長）: 皆さんこんにちは。司会進行をつとめさせていただきます。九州農政局長崎農政事務所の城後と申します。不慣れな司会ではありますがよろしくお願いします。先ほどは、食品安全委員会の新本先生から、化学物質のリスク評価については健康の影響がないようにADIに基づくという事です。ADIについては科学的評価がされているという事です。農薬についてはADIに基づいて残留農薬の基準値が定められているというお話がございました。今から始めますリスクコミュニケーションですが、リスクコミュニケーションというのはこの場で何かを決めるという事ではなくて、今日いろんな立場の方がご出席していただいておりますけれども、いろんな立場の方から多様なご意見を頂戴しまして、お互いの意見を尊重し理解を深めていくという趣旨のものです。本日のテーマは「みんなで考えよう！『農薬のこと』」という事で農薬について理解をぜひ深めていただきたいと思います。平成21年度の食品安全委員会が実施しましたモニター報告をみていきますと、食品安全に関する安全性の観点から消費者の皆様が不安に感じているという事の割合については有害微生物、汚染物質です。それに並んで農薬についても非常に高い関心があるという結果がでています。ただいまからパネルディスカッションについては今日多様な方の立場の方にお集まりいただいております。農薬を使って農産物を生産されている方それから消費者の方です。農薬生産者につきましてはのリスク管理に携わっている方、行政の方であります。先ほどの講演の中にもですね、新本先生のほうからですね、どんな食品にもリスクはありますよと、100%安全な食品はありませんということを是非ご理解いただいたうえで、リスクコミュニケーショ

ンですので、私は日頃農薬についてはこういうふうに思っていたけれど、先ほどの講演や今から始めます意見交換を通じまして、ちょっと違った考え方を、別の視点で日頃思っていることとちょっと違うなあというふうに、参加者が認識を深めていただくことを目的にしております。本日のパネルディスカッションの進め方でございますけども、実はこの意見交換会を始める前に、ご参加の方の皆様から、いくつかのご質問なりご意見を賜っております。そうした質問とか、ご意見をいくつかの項目に整理しております。そうしたことを切り口に、パネラー間で議論していくというふうに進めていきたいと思います。その後、会場の皆様からご意見を頂き、意見交換を行いたいと思います。なお今日は、パネリストとして、私と同じ農林水産省の職員が出席しております。私と同じ農林水産省の職員でございますけれども、本日私は司会進行という、第三者の立場で進めさせていただきますので、農水局の職員につきましては敬称をつけさせていただくことを、ご了承いただきたいというふうに思います。それでは早速ではございますが、まず消費者を代表いたしまして、ララコープの長尾様から、講演を受けた感想なりですね、農薬について日頃感じていらっしゃることに、ご発言の方お願いしたいと思います。

長尾氏：それではですね、先ほどの講演を受けての感想も含めて、発言をさせていただきます。農薬の話っていうのは、皆さん初めてこういうふうに分かりやすくお話を聞かれたのは初めてではないのかな、初めて聞かれる方が多いのではないのかな？というふうに感じました。私自身も農薬っていうと、あまりつつこんでと言いますか、学習という意味ではなかったのかなと思いますが、先ほどの1日の摂取量ですね、それは聞いたときに、昔、食品添加物が非常に話題になったときに、やっぱり添加物が良いのか悪いのかという中で、1日摂る量に関して、やっぱり絶対ダメではなくって、そういうことをきちんと把握をしていけばいいんじゃない？というような学習をした覚えがありまして、農薬に関しても同じことが言えるのかなというふうに思いつつ、それから1番最初にありました、リスクと上手につきあうこと、いかんせん主婦というのは、科学的にものを考えるということが苦手ですね。そういう意味では、最後にありました、科学的なものの考え方を身につけることと、それから情報を鵜呑みにしない、多分皆さんも記憶にあると思うんですけど、テレビで“あれが良いよこれが良いよ”という、すぐにそっちに走ったり、“ダメよ”といったらそれを信じてしまうと。そういう意味では先ほどの報告の中からは、そういうリスクとの付き合い方ということが、非常に大事なのかなというふうに感じました。日頃農薬について感じていることという意味では、ほんとに消費者の中では、食品の偽装であったり、残留農薬の問題であったりということで、非常に、安心安全に関心が深いというふうに思っています。農薬に関しては、市場で物を買う時に、本当にきれいな、本当にこういうふうな物ができるの？というようなきれいな農作物がたくさん売ってあります。それを見たときに本当に必要な農薬がかけられているのかなと、これも消費者が求めるといふ反面もあるかと思いますが、そういうことで必要以上に農薬が使用されているのではないの

かなというふうに感じていること。それから今すぐ皆さんの所でも流行っているかと思いますが、直売所ですね。いかんせん直売所イコール安心安全と思われている方がたくさんいるんじゃないかなと、もちろん直売所の商品の中にはどなたが作られたかというのがありますので、そういう意味では顔が見えるという取引になるかと思いますが、最初の直売所の位置づけとは変わり、今すごい皆に支持されている中で、だんだんだんだん直売所が大きくなっていく中で、本当にこれが安心安全っていうふうに信じていいのかな？というところが、日常ちょっと気になっているのかなということです。それから、仕事上いろいろな生産者の方とお話することもあるわけですけども、本当にこの安心・安全がここ数年言われている中で、栽培の方法ということで、エコファーマーであったり、有機 JAS 農作物とか、特裁とかいろいろな野菜が買う時にシールが貼られています。ですが、本当にこれがどういうふうな栽培をされているのかということが、消費者の方には情報が全然入ってこない。農家の方が一生懸命、消費者の安心安全を作られている農作物表示等が、本当に分かり易くされているのかな？ということが気になっています。それからもう1つ、本当に色々な活動をする中で、輸入農産物ですね、これ残留農薬先ほどありましたけれども、日本で使われていない農薬が使われていたりとか、それから輸入された中で、すごい数値の基準が高かったとかね、そういう報道がある中で、ほんとに輸入されている作物が安心なのか？安全なのか？というふうな、いくつか発言をさせていただきましたけれども、こういうところが今農薬に関しての消費者の声ということで捉えていただければというふうに思います。以上です。

コーディネーター：ありがとうございます。長尾様から、今5つほどご意見等を含めましてでありました。1つはリスクとどうやって上手く付き合っていくのか、リスクと上手に付き合っていこうじゃないかということです。それと農薬について必要以上に使われているかどうかやや不安であると。それから直売所の関係ですね、最近直売所については数が増えて、本県でもかなり増えているようでございます。そういったことですね。それから、農薬について、特別栽培であるとか、有機 JAS とかそういったものについて、きちんと担保されているかどうか。それから5つ目として、輸入農産物について不安があるぞと、そういったふうなご意見だったと思います。今から議論を進めて参りますけど、先ほど申しましたように、会場の皆様からですね、今の長尾様を含めてでございますけれども、いくつか項目を整理しております。1つ目は、農薬の必要性ということです。2つ目として、農薬に使う、先ほどありましたけれども、農薬を使っている基準ですね。3つ目として、生産者農家の方が、農薬を使う時にどんなことに気をつけているのかということ。4つ目として、残留農薬をオーバーした場合についての、行政の監視というふうに、4項目について整理させていただきました。まず農薬の必要性ということで、先ほど長尾様からもご意見ありましたけれども、農薬が極力使われていない物を食べたいと言う消費者も多いわけですけども、これについて、是非農薬の必要性ということについて説明をお願い

したいと思います。そもそもなぜ農薬を使うのか？あるいは使わないことができるのか？あるいは減らすことが可能なのか？等も含めてですけど、九州農政局の庭瀬様のほうから、簡単に説明をお願いしたいと思います。

庭瀬氏：九州農政局の庭瀬と申します。これから、皆さんの嫌われ者の農薬がなんで使われているのか？というのを簡単にお話させていただきたいと思います。タイトルは「農薬の必要性」ということで、（次お願いします）まず農薬を使用することで、どういうメリットがあるかということで、大きく3点あります。1点目が農作物の安定的な生産と、それから2点目農作物の品質の確保、それから三番目農作業時間の短縮、この3つが大きな農薬を使う理由になってきます。（次お願いします）この両方ともの写真はですね、虫だったり病気だったりにかかった作物です。左側がトマトの病気、それから右側がリンゴの虫。リンゴに入ってきた虫の状況です。農薬を使わないとこういうような状況も起こりうるという例の1つとして挙げてます。（次お願いします）これがキャベツですね。左側が農薬を使ったキャベツで、右側が農薬を使っていないキャベツと。キャベツは結構虫が好きな野菜のうちの1つなので、かなりひどいような状況になっております。（次お願いします）これがですね、昨年西海市で撮った写真なんですけれども、真ん中の辺り枯れているのが分かります。これは稲の虫による被害でこういうふうになってます。この虫の被害っていうのがですね、ここ数年九州の中でかなり大きくなってまして、深刻な問題になっております。またですね、この虫の関係でちょっと面白い話というか、江戸時代に飢饉と呼ばれるのが大きく4つあったんですけど、そのうちの1つが享保の飢饉という暴れん坊將軍の時代に起こった飢饉なんですけれども、これはこれと同じ症状、虫による米の収量ダウンということで起こってます。その時の文献によるとですね、当時の西日本がメインで被害を受けたんですけども、その当時の収量の7割減。だから3割くらいしかお米が取れなかったというような文献が残っております。それで、多くの餓死者が出たと。この頃長崎なんかでもこういうふうな被害が出てるんですけども、もうそこまで大きな被害は出てないっていうのは、やっぱり農薬による早期防除のおかげかなというふうに感じております。（次お願いします）それからこれちょっと、化学的なデータとは言いづらいんですけども、調査点数が少ないもので今ひとつ化学的なデータとは言えないんですが、こういうことがあるのかなっていうぐらいで、頭に留めておいていただければと思うんですけども、農薬を使わなかった場合に、どれくらいの収量だったり、どれくらいの出荷金額になるかっていうのを調べた表になります。収量の方は当然ながら取れる量ということだと思いますけど、出荷金額というのは取れる量とあと品質を加味した目安とっていただければいいと思います。例えば水稻だと農薬を使わないと28%くらい減るというようなデータが、これはまあ調査点数10点くらいなんで、そんなに大したデータでもないんですけどもこういうふうな結果が出てます。注目して欲しいのがですね、リンゴだったり桃のような木になる植物、ここらは被害が大きくて、まあ桃なんか1点しかとってないんで、

なんとも言えない部分もありますけど、全滅したと。ただその年に全滅しただけならいいんですけれども、木になるものなんで、その木自体がダメージを受けるということで、実はこの次の年も、その次の年はちゃんと農薬を使って栽培したらしいんですけれども、かなり収量ダウンだったと。そういうこともあって、農家さんが今1つ協力してくれない。なので調査点数が少なくなっているというのもあります。(次お願いします)それから2番目の労働時間の短縮ですけれども、これ水稻の作業時間の推移をまとめた表です。それで、1949年から1997年まで書いてますけれども、昔すごい時間がかかってまして、急に下がってきてますけれども、これは基本的には機械化だったりが進んだおかげです。で、唯一機械化出来ない部分があります。それが、夏の時期に雑草を取るという、ようは多分最も暑い時期に手作業とかで、これまでは雑草を取っていたと、それが除草剤という農薬を使うことによって1949年に50時間くらいあったのが、今や2時間で済んでいると。そういうふうに農家の方の労力軽減、また最もきつい時期ってということもありますんで、そこらを見るとかなり貢献してるのかなというふうに思います。(次お願いします)ただ、ここまで良いことばかり言ってきましたけど、ただ農薬、ようはこれだけだったら良いことばかりなんですけど、そうは問屋が卸さないっていう部分がここからです。但し、農薬ってというのは意図的に農作物に散布すると、ようはかけると。それから意図的に環境中に放出するという2点において、きっちり管理をしていく必要があると、きっちり管理をしないとこの意図的に何々をするということは難しいだろうということです。(次お願いします。)そして今現在農林水産省が行っているリスク管理としては大きく2つあります。ひとつがそもそも化学農薬を減らすという努力。この後藤田所長から話があると思いますけれども、いろいろな農薬に頼らない防除方法を開発したりだったり、そういう技術を使ったりして減らす努力それがまた有機農業法であったりエコファーマーであったりというふうなことも支援しているというのが1点。それからもう1点が、防除に必要なリスク管理ということで、これはですね、そもそも安全性を確保した農薬だけが登録されて、その安全性が確保された農薬だけが製造、販売、使用される。そういう仕組みを指します。後で使用方法については、後でまたお話をさせていただきますけれども、その2点で管理をして、基本的に危険な物をきっちり使っていこうと。メリットだけを取っていこうという考え方はです。以上です。

コーディネーター：ありがとうございました。農薬というのは、やはり、先ほど庭瀬様から説明がありましたように、農産物の生産の安定とか、あるいは品質の確保、農家の方の作業軽減など、大きな役割を果たしているということは、非常に良く分かったと思います。次に、長崎県の普及期間として農産物の生産に大きな被害をもたらす、病害虫についての診断や、あるいは生産者に対する指導、病害虫防除のための予察について、どのような取り組みをされているかということにつきまして、長崎県病害虫防除所の藤田先生から説明をお願いしたいと思います。

藤田氏：病虫害防除所という所から参りました。病虫害防除所というのはどういう仕事をやっているかという、初めて聞かれる方も多いと思いますが、先ほどいろいろ庭瀬さんの方からお話がありましたように、作物を育ててほっとけば病気なり害虫なりにやられてしまいます。そこで農薬を沢山何回もふればよいということではなくて、やっぱりタイミング良く適切に、そして賢く農薬を使わなければならないという、まあそういうことになるわけであります。私共の仕事としてはですね、病気とか害虫がありますよね、その発生を事前につかんでおこうと。今年はこういう気象条件だからとか、今までの気象パターンを考えていくと、こういう病気が多発するんじゃないかと考えられる時には、このような情報をですね、注意報とか警報とか、あるいは注意報にいたらなくても、ちょっと気をつけていたほうが良いという時には、防除情報という形で情報を出すわけですね。これは当然農業改良普及センター、今は振興局と呼ばれていますが、そういう県の機関にも出します。指導機関にも出しますし、農協にも送り込みます。そういう情報を基に、先ほど言ったように、農家が農薬を賢く使ってきちんと病虫害防除をやり遂げていける情報を出している所であります。そういう形で、なるべく農薬を賢く使って、使用の回数を減らしていくという、仕事をやっておるわけです。裏を返せば、こういった病虫害の被害から作物を保護していく、その保護の作業を効率よくやっていくための情報を発していく仕事でありまして、農家の方からありがたがられている仕事であります。目立たない仕事なんですけれども、これは日本の食糧生産を続けていく中で、どうしても欠くことが出来ません。特に長崎のほうは、先ほど、庭瀬さんのほうから話があったように、中国大陸から近いですね。中国大陸から何が飛んでくるかというウンカ類などの飛来性害虫、そういうものが飛んできて、とんでもない悪さをして、ほっておけば、本当に一枚の田んぼが全部その虫に食べられて坪枯れ症状を起こします。そういう事態を招きかねないわけでありまして、そういうものをいかに防ぐかということをやっているわけであります。それ以外にも、いろいろと後で詳しく話しをしたいとは思いますが、いろんな防除指導をやっております。例えば、農薬の話でありますけど、その農薬の安全使用ということについても、我々の仕事の一環としてやっております。例えば、残留分析の機器を持っておりまして、農家のグループとですね、一緒になってどういう使い方をしているんだとか、あるいは生産履歴といいますか、農薬の使用履歴をちゃんと記帳しているかどうかとかですね、そういうことを調べたり、あるいはその使った農地がどういう状態になっていて飛散のリスクがあるかどうか、そして農作物をサンプリングして、それを残留分析して、本当に正しい使われ方をしているのか、残留農薬基準値を超えていないか、検出されてはならない農薬が出てこないか、そういうことも調査しながら農薬の安全使用を推進しています。いろいろ新本先生の方からもあったように、農薬の安全使用につきましては、農薬の使用基準をきちんと守るということですね。これは先ほどもお話があったように、1日許容摂取量それからはじき出された使用基準というものがあるわけですね。定められた基準があって、

残留基準値を超えないためにはどういう使い方をすればいいのか、ということが決まっているわけです。例えばこの農薬はこの作物のこの病気でなければ使えませんとかですね、この農薬を使うのであれば、収穫の2週間前までに使って下さいとか、あるいは使用回数は2回までとか3回までとかですね。あるいは、希釈倍率とか濃度とかにも基準が定められています。こういうものは農薬のラベルに使用基準として載っておりますけど、少々小さい字でなかなか読めないところもあるんですけどもね。これはそれぞれ栽培暦という形で農家に配布されておりますので、それを守ってやってもらうとか、そういう形で農薬の正しい使い方、間違った使い方をしないように、推進指導としてやっております。農協の方も来られておりますけど、農薬を正しく使うために、農薬の使用の履歴をきちんと記帳していく取組みが、全ての農業協同組合でやられております。これはもう岡本さんの方からまたお話があるだろうと思うんですけども、こういう形で農薬の安全使用を推進しているところであります。正直に申しまして、私の個人的な考え方を言わせてもらえば、農薬の食品の安全性という問題については、私はそれほど心配することはないんじゃないかと、むしろ環境や生態系といったものに対する配慮と言いますか、そういうものをもうちょっと考えていかなければならない時代に入ったのかなということですね。かつてほど農薬は、例えば1950年代には有機塩素系のBHCとかDDTといった非常に残留性の強い農薬を使っていたわけですけど、今ははるかに低毒性になりました。選択性があって、この害虫には効くけども他には効かないということがあって、生態系への影響が少なくなり、しかも残留特性、残留が少ない農薬ですね。そういうものが主流を占めております。かつてほどではないとはいっても、その中でやっぱり生態系に対する影響というものをこれから考えなきゃならんということがあります。それからもう1つはですね、こういう話をしているかわかりませんが、農薬を使っていると、病気にしろ害虫にしろ、農薬に対して薬剤耐性とか抵抗性とかが出てきて、農薬をかけてもなかなか死なないといった現象が出てきております。だから生産の側も農薬を賢く使っていないと、なかなか防除効果というものを出し切れないという所に来ております。食の安全安心ということは基本であるにしても、やはり賢い使い方をして薬剤耐性をもった病害虫を増加させないことが、まあ今の生産現場での一番大事な課題であります。農薬の使用履歴についても、きっちり記帳して間違いが起こっていないか確認できるようなそういうシステムをつくりあげていくことを関係機関と一緒にやって構築していくという所であります。

コーディネーター：ありがとうございました。藤田先生からですね、全般としては予察情報について生産者の方にきちんと情報を、的確に情報を流し、効果的、今おっしゃられたのは農薬を賢く使うそういう指導をきちんとされているということでございました。どうもありがとうございました。実際に農産物を生産する場合に農薬を使うケースがあるかと思いますが、生産者の立場として、ながさき西海農業協同組合の営農経済部長の、岡本様の方から、特に農薬の必要性という点に絞ってご発言をお願いしたいと思います。

岡本氏：皆様こんにちは。ただいまご紹介いただきました。ながさき西海農協の岡本といいます。よろしくお願いします。ながさき西海農協は、平成 14 年に佐世保から北部地区ですね、佐世保市・松浦市それから平戸市・北松浦郡地域、合併してから現在に至っております。組合さんが 1 万人余おられます。そういった方たちと色々な農業あるいは農村生活ということで、手を携えてから現在も事業を展開しておるわけでございます。この農薬です。なぜ農薬が必要かということでございますけども、私どもと致しましても無農薬で農産物あるいは薬を使わなくて畜産でできればそれが 1 番結構なことでございますけれども、非常にこういったもの無農薬ということになれば、様々な作物を生産しておるわけですけど、数量が取れなかったり、あるいは先ほどお話がありましたけれど、農作業が増えたり、あるいは品質が非常に落ちたりということで、生産する農家としては、これで生活していくわけですので、無農薬で栽培した場合にはとてもじゃない現状では一般の社会の皆様方と同じような年間所得は取れないということでございます。先ほど講演で先生から詳しく農薬の説明がございました。皆さん方もはじめて聞いたかと思うんですけど、ものすごい検査を受けているんですね。農薬の値段様々ございますけれども、農薬の値段というのは農薬の原体、品物の代金よりか農薬を開発する技術に要した費用、また先ほど講演でお話ありました、間違いなく安全だというこういった試験を受ける。こういった試験を受けてパスして出てくるわけですけども、こちらの方で数千万・数億かかるとそうでございます。農薬というのは。そのリスクを全部農家が受けて高い農薬、先ほど防除所の方からお話ございましたけれども、過去には DDT とか BHC ございましたけれども、こういったものは割合安く農家の方にもお渡しできていたわけですけども、現在の農薬というものは小さい瓶でも数千円という農薬が大半でございます。こういったものを受けて農家は、後はできるだけ回数を減らして、できるだけ安全に皆様方にお届けするという努力をしているわけでございます。今ちょっと安全安心という言葉で言いましたけれども実は我々農協グループ、JA グループといいますけど、JA グループは世の中に色々な言葉が安全安心あるいは安心安全という言葉がいろいろございますけれども、私ども JA グループといたしましては、安全・安心という順番で言っております。安全であって初めて安心を皆様方にお届けできるということで、これを誇りに思い、またこの順番は絶対間違わないということで進めております。そこら辺どうかご理解願いたいと思っております。もう 1 つが、なぜ農薬かということでございますけども、国民全員の方がご承知のように、政権が変わりました。現在の政権、特に農業に関しましては自給率を上げようということで、相当新聞も時には賑わしてございます。現在の自給率が約 40% というのは皆様方ご承知かと思っております。この自給率 40% というのもカロリーベースという難しい言葉でございますけれども、1 番分かりやすいのが、皆様方が肉を食べますね？例えば平戸に田平に家畜市場がございます。そこで子牛を購入された肥育農家が佐世保市内で肥育してから佐世保市干尽町のと畜場で肉にします。見た目は 100% 国産でございますね。しかしカロリーベースで言

ったら、生まれた子牛あるいはその母牛。これらの餌あるいは肥育する牛の餌、これらは全部 99%近く輸入でございます。つまり大半この牛の商品になるための餌っていうのは海外からきているわけですね。ですから今は日本国内で生産しようということで、民主党政権も今回いろんな手を考えて、国民にあるいは農業者に訴えて、また自助努力ということでご指導なされておりますけど、この自給率向上ということでもありますけども、農薬がなかったら自給率は相当落ち込むわけですね。先ほどからお2人の先生方からいろいろお話ありましたけども、収量が落ちる、商品性がなくなる、あるいは農作業の労働力が相当かさむということで、そうすると今度は自給率が落ちる、けども私たち農業団体といたしましては、だからと言って農薬を無造作に使うということではございません。あくまでも、安全であって安心して皆様が食される農畜産物を生産するということで努力しております。こういったことで何故農薬をとということもございますけども、農薬は最低限の使用で我々はさせていただきます。また、各農家の組合の皆様方は農薬使ったら紛れもなくこれは間違いなく許可を受けた農薬を使ってるよということで栽培履歴というものを全組合員さんに記帳していただいております。種を蒔いてから収穫するまでこの栽培履歴の提出がない限り私たち JA といたしましては組合さんからの農畜産物の出荷は行っておりません。あわせてから、エコファーマーという言葉を目にしたこともあるかなと思っておりますけども、環境に優しい農業ということで現在、先ほど私どもの組合さん1万人余の組合さんといいましたけれども、実際農業生産をしてから、販売特に専業でやってる組合さんは少のうございます。特にこの頃はですね。エコファーマーというこの環境に優しい農業に対しましては現在約 1,000 戸の農家約1割弱の農家がこれを長崎県から認定を受けてから環境に優しく安全安心な農畜産物を生産しておりますので、どうかご安心して食していただきたいと思っております。以上でございます。

コーディネーター：ありがとうございました。先ほどですね、岡本様の方から、農薬については生産のために必要な資材だということですね。要は生産の安定に非常に大きな影響があると、それから農薬については安全性が担保されているから、なおかつ非常に膨大なコストをかけて、安全性を担保して安全性をクリアしているというお話だったと思います。今お三方から農薬の必要性についてお話があったわけですが、生協では、農家の方々と交流して農業の生産現場での活動をされているとお聞きしておりますけれども、長尾様の方から、生協の活動についての農薬についての考え方をお話いただけたらと思います。

長尾氏：ララコープの地産地消の取り組みをご紹介します。産直活動というふうに言っております。産直には3つの原則というのがありまして、生産地と生産者が明確であること。それはどういう方々が消費者のことを思って作って下さっているのか、私たち消費者はどういう方々が作られて作って下さっているのかということが、わかることによって、その食べ物を大事にするという意味では大事な事だというふうに思います。そ

れからその農作物を作っていただくには、栽培それから飼育の方法も含めてですね、それが明確であるということ。作っていただく前にこの時期にこういう農薬を散布しますよとか、作った後にもこういうふうに今年度の農作物に使用しましたというようなご提示を受けながら、信頼関係のもとで、やらせていただいているということです。それから1番大事なことが先ほど言いました、組合員と消費者が交流できるということなんです。そのことは非常にやっぱり先ほどから生産者の方々が地域性によって農薬の散布が違うんだと、気象状況によっても虫が発生したりとかいう時には農薬を散布しないといけない時期もありますし、そういう状況の中で、農薬を散布しないというふうにお約束をしても農薬を散布しないと収穫量ができなくなる。そういう意味では先ほども農業の話をされましたけれども、今農業の担い手が少なくなっているというのを皆様も耳にされてるかと思います。それはなぜかと言いますと、農業をしてもやりがいなかったりとか、それから生活ができない、先ほどお話をされましたよね、量が少ないとか。そういう意味からするとやっぱり日本の農業自体が存続できなくなる。じゃ私たちが食べるものをどこで供給するのかというと輸入物に頼らないといけないという状況も出てくるのかなと。日本の農業は環境にも非常に貢献しているというふうに言われています。そういう意味では日本を守るためにも、農業を大事にし、先ほど自給率のお話もありましたように、生産者とそれから消費者がお互いに理解をしながら、生産者は自分達の暮らしを守り、消費者も自分達の安心安全を守るといふ、こういうふうな活動が非常に大事じゃないかなというふうに思っています。私たちの考え方としては、農薬はダメということではなくって、先ほどからお話がありますように、最低限必要な分は使用していただきますけれども、農薬を必要以上にはかけない、それともう1つは、残留農薬のこともありますんで、出荷前には農薬はかけないでくださいという、そういうふうなお願いをしながらですね、お互いの信頼関係を保ちながら取り組みをやらせていただいているということです。本当に、さっき言われたように無農薬で野菜ができるのが一番だというふうに思いますが、今の日本の状況であったりとか、そういう先ほど農薬をかけるなら3つの条件があるというふうにお話しがありましたように、そういうことを消費者がより理解をしながら一緒にやっていくという方向性が一番大事なのかなと。農家の方は農家の方の言い分、それから消費者は消費者で安心安全だ、絶対農薬はダメよ、というふうに言っていくとね、食べるものは実際になくなっていくのかなというふうに感じています。ララコープの取り組みとそれから少し消費者としての立場の農薬に対する考え方を述べさせていただきました。

コーディネーター：ありがとうございました。生協では、生産者とのいわば顔が見える関係作りといえますか。そういった取り組みをきちんとやって、農薬についても不要なものは使わないように要請していますし、農家の方もきちんと対応しているというお話だったと思います。それで先ほどから、藤田先生、岡本様からありましたけど、実際の農薬の使用状況ですね。使用状況というのはきちんと守られているんだろうか？というお話がちょ

っとあったかだと思いますので、その辺りについて、使用基準については庭瀬様のほうから、若干お話を頂ければと思います。

庭瀬氏：では引き続きまして、農薬の使用基準について、また私からお話させていただきます。まず農薬の使用基準というのはですね、農薬取締法という法律で決められています。そもそもは、先ほど食品安全委員会さんの方からありましたけれども、人が一生食べ続けても健康に影響がない量として ADI というのが定められて、それを基に残留農薬基準が定められて、それを基に農薬の使用方法が決まります。だから農薬の使用方法を守っていれば、人が一生食べ続けても影響が出る量を超えることはありません。それを守っていただくというのが、農薬取締法の中で約束されていることです。また、そもそも使える農薬ってというのは先ほど、岡本様の方からありましたように、何億円とかいうお金をかけて、安全性をきっちり評価した農薬だけが製造されて販売されて使われると。また、ADI を基にした使用方法が定められていて、それをきっちり守って使っていくというふうなのが基本的な流れになります。(次お願いします)そこで、使用だけに限って話をさせていただきますけれども、農薬取締法も、H15 年に大きい改正をしました。それまでは基本的には登録のある農薬を販売しちゃいけないですよというだけの規制だったんですけども、その当時、無登録農薬と呼ばれる登録を取っていない農薬ってというのが巷に出回って、それはちょっとよろしくないだろうということで、H15 年の改正によってですね、製造だったり、あと使用だったりについても規制がかかりました。そのうちの 1 つが使用に関する規制です。今現在使用者が守るべき基準として、罰則を伴う基準というのが 5 つございます。どの作物に使っていいですよ、それを守らないといけませんよ。それから使用する時期、収穫前何日までに使って下さいだったり、種を植えた時に使って下さいだったりとかいうふうに決められています。それから、使用回数、これはその農薬を種を蒔いてから収穫するまでに何回まで使っていいですよというのが決められています。それで、最後に使用量又は希釈倍率。これはその使う農薬の濃度ですね、どれだけの濃さでまくかというふうなこの点が決められています。(次お願いします)これが先ほど、藤田所長のほうから出てきました、全ての農薬にラベルがついているんですけども、そのラベルの実物です。左側がどの作物に使っていいですよとかいうような使用基準に関する部分。それから右側が注意事項だったり書いてます。例えば、注意事項のところには、蚕とかに影響があるんで、桑の葉には使わないで下さいだったりとか、蜜蜂には影響があるんで蜜蜂がいるところでは使わないで下さいだったりとか、使った後に被覆をして下さいだったりとかいうような注意事項が書かれます。(次お願いします)先ほどのラベルの左側を拡大した部分です。この色が変わっている部分はこれ守らなかったら罰則があるという部分です。罰則というのは、結構厳しいことになっておりまして、3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金、又は両方というふうな罰則がかかります。作物名・希釈倍率・使用時期・総使用回数と。例えばこの例でいうと、リンゴであったらその農薬を 1,500 倍から 2000 倍に薄めて使

って下さいと。使う時期は収穫の14日前までに使って下さいと。使える回数は5回ですと。これを守って使えば先ほどありました、一生涯このリンゴを食べ続けても健康に影響がない、ある量を超えないという基準になります。みかんにしてもそうです。また、作物もですねトマトとミニトマトというふうに分かれていたりもします。だからトマトとミニトマトだったら、表面積、単位重量あたりの表面積が違うんで基本的にはトマトよりミニトマトのほうが厳しい基準になってたりします。そこでシビアにこの基準は出されています。(次お願いします)それから正しく使われているかっていうようなチェックというのは誰がやっているかというのを、興味あるかと思いますが、我々農林水産省のほうでも、そのチェックをやっております。だいたい毎年、4,750件くらいの農作物を、農作物を作っている方のところにお邪魔して、農薬の使用状況を確認させていただいております。その状況です。今年度ですね長崎県内ではコーディネーターの城後コーディネーターのところで長崎農政事務所なんですけれども、そこで長崎県内で65件の使用状況のチェックをしております。内訳はこの通りです。(次お願いします)そのチェックした結果はいかがかというと、全国の結果ですけれども、このような状況になっております。H15年は法律が改正したばかりということもあって、少し成績がよろしくないんですけども、その他の年は1%以下と、だから正しく使っていない人1%に満たないぐらいの人しかいらっしやらないということです。また、違反している方に対しては防除所と一緒にですね、適正に使っていただくような指導を行っております。以上です。

コーディネーター: はい、ありがとうございます。使用基準が農薬についてはきちんと決められていて、農薬ごとに対象作物が決められていると。使う時期もラベルにきちんと書いてあると注意書きに注意して見ましょうということだったと思います。実際に、そのように決められた使用基準が守られる生産現場では、どのような対応がされているかということが次の課題になると思いますけれども、いくつか事前の質問の中にもありましたけれども、実際にそのJAさんのほうですね、取り組みですね。先ほど生産履歴をきちんと書くような取り組みをされているということございましたので、そのあたりにつきましては、岡本様の方からご発言のほうをお願いしたいと思います。

岡本氏: はい先ほど私どものJA佐世保から広く大きい農協といいましたけれども、私どもその農協の中に営農経済センターという部署が5つあります。佐世保地区が南部と北部地区に北松の営農経済センター、松浦の営農経済センター、平戸の営農経済センターという5営農経済センターがございますけれども、まずこの営農経済センターの職員がそれぞれ機会あるごとにまず農家の皆さん方に農薬の散布の方法とか、あるいは注意など機会あるごとに啓蒙啓発をして、より安全に散布するようにまた残留もないように、特にこういった農薬の使い方については、防除所お見えでございますけれども、長崎県病害虫防除所というのがございます。これに則りあわせてから当JAの栽培基準も設定してから、これを遵

守しながら農薬を散布してあります。これを基に最終的には栽培履歴を作成しているわけですね。また農家の方が農協のほうに農薬を買いにみえる場合には、これは今お話あったように法に則り、適正な受け渡しをさせていただいております。特にこの農薬の受け渡しについては、いろんな関係先から監査あるいは検査がございましてから、間違いなく農家に正當に手渡ししておるかということで、年に数回検査がございますので、こういったものに抵触しないように法令遵守で農家の方に渡しております。また農薬散布段階になると、いくつかあります。まず農薬散布する場合には遵守事項というのがいくつかございすけれども、まず散布、使用前ですけれども、これはまず農家は慣れていても勤めて農薬のラベルを読みましょうという事でお話をしております。やみくもに農薬散布することが現在できません。過去にはこの農薬はこの病気に効きますよというだけで、この農薬に許可されている作物以外でも使ってもそう問題なかったんですけれども、現在は、もうその農薬に決まった作物だけしか使われません。非常に厳しくなっております。ここで一番農家が頭を痛めるのが、例えば大きい作物が2つ、あるいは3つ畑にくっついて栽培されている場合に、同じようにアブラムシを防除するとしても、この作物にはこの農薬は認められているけれども、隣の作物、散布すれば効くけれどもこれは認められていない。散布した場合には大変なことになるわけですね。今しっちゃいけない事ですので。こちら辺で農家が一番頭を痛めております。隣にかからないようにということで、大変気を遣いながら。特に水田の周りの野菜畑など大変頭を痛めております。あるいは、私も佐世保出身でございませんで、この頃お話聞いたら、佐世保地区ではみかんがたいへん面積が多うございすけれども、過去にはみかんの畑の間にスイカを作っていたということですが、これも現在出来ません。あるいはブドウのハウス、長崎県下じゃ昔やっておりましたけれども、ブドウのハウスの間に間作として春のインゲンを栽培しておりましたけれども、こういったものも現在できません。ブドウに農薬をかけてそれがインゲンにかかったらそれで出荷ストップになるし、インゲンの農薬をブドウにかけてしまったら大変なことになりますので、こういった小さいところで農家は気を遣いながら農薬の散布をしております。またあと農薬をかける前には準備上の注意ということで、希釈倍数なりあるいは農薬が他に飛散しないようにといったことで、注意をしながらあるいは粉剤とか乳剤とかギユウ剤とか使い方も再度チェックしながら使用するようにしております。また散布後ですけれども、散布後はまず第一には先ほどから言っております、栽培履歴を必ず記帳するということで、何月何日にこういった農薬をどの倍率でどのように使用するということで栽培履歴を記帳しております。また環境に対する影響などについても充分に配慮しながらしておりますし、散布後の対応ということでも、用具の洗浄とかで、海とか河川とか絶対残った農薬が流れないようにということで、絶対してはいけないことですので、こういったこともしておりますし、あるいはガス化する農薬も使っておりますので、こういったものが特に目に見えないものでございます。ガス化する農薬については、こういった物には充分注意する。あるいは学校とか病院こういったものに対しても充分配慮しながら散布するというようにし

ております。それとあわせてから、一番大切なのは、農薬を散布する農家の方そのものが農薬の被害を受けないように、安全に使用するという事で服装なりあるいはそういった器具なりそういった物を十分に準備しながら散布するという事でしてっております。あとは散布終わったら農薬を安全に保管するという事で、まれにございますね、よく新聞で耳にするとお思いますけど、農薬を目的外使用つまり一番大きいのが命を絶つということ。こういったものが絶対に起きないようにということで、鍵のかかる場所に農薬を保管するという事。これも法で義務付けられておりますので、こういったことをしながら守ってっております。そういったことでございます。

コーディネーター：ありがとうございました。非常にですね、生産者の方は大変な取り組みだということがよく分かったと思います。長崎県では、人と環境に優しい農林水産業の推進として、エコファーマーという言葉が先ほど出ましたけれども、エコファーマーの育成とか、あるいは特別農産物に取り組んでいると聞いているところであります。長尾様からもご意見ありましたが、極力農薬を減らして、必要な時期だけ使用していこうという取り組みについて要望がありますので、その辺りにつきまして、藤田先生の方から簡単に説明をお願いしたいと思います。

藤田氏：今お手元の資料の9ページに環境保全型農業に関連する諸制度というものがあるかと思います。先ほどからエコファーマー、エコファーマーという言葉をお聞きになられていると思うんですけど、こういう環境保全型農業にはいくつかの階層があるんですね。まずは一般栽培です。これはここには書いてはありませんけれども、通常の慣行的栽培をするということがいうなればベースになっているわけですね。そしてエコファーマーというのは、化学肥料とか農薬を2割程度は減らそう、そして環境になるべく負荷を与えない環境に優しい農業をやっていきましようと言った農業者がエコファーマーなんですね。さらに難しく、もうちょっと通常の半分以上に肥料も農薬も減らそうじゃないかというのが、長崎県特別栽培農産物。そして最終的には、有機農業ということで、肥料も農薬も使わない、そういう形に持っていくということです。一応ですね、そういう階層を描いているわけですね。じゃあ、このような環境保全型農業を具体的にどういう方法を使って実現しようとしているのか、ということでもありますけれども、(ちょっとスライドお願いします)これはですね、トンネル栽培ですけれども、防虫ネットですね、ビニール被覆しますけれども、その内側に防虫ネットというものを張るわけですよ。これも大変お金もかかるし手間がかかるんですけども、そうすることによって虫が来るのをこれで防ぐわけですね。ということは、殺虫剤の散布回数を減らすことができる。これはトンネルの写真でありますけれども、通常はまあハウスですね。ビニールハウスの側面であるとか谷間の部分にはこういう防虫ネットを張って、害虫がハウスの中に入ってこないようにして、殺虫剤の散布回数を減らしているということです。(次お願いします)これは、時としてこういう光景

を夜に見られたことがある方もおられるかと思うんですけども、黄色灯というものを設置して夜は電気を入れて、明かりを点けとく。そうすると、昆虫、ヤガ類が中心となりますけれど、昼と間違えるらしいですね。したがって夜やるべく繁殖行動をおこさない。繁殖行動が減りますので、従って防除をする必要が格段に減っていくということです。例えば、島原雲仙市の国見町の八斗木（はっとき）というネギの産地がありますけど、そういう所ではこういうことを、黄色灯を使ってやっているという事例です。（次お願いします）それから、フェロモン剤ですね、フェロモン剤というのは性誘引物質ということでありまして、こういうものを使ってですね、フェロモントラップというものを設置し、その中にメスの誘引物質を入れて、オスが飛んできますのでそれを誘殺するという方法ですね。これも全く環境に影響がないとは言えませんが、農薬を使わない分だけですね、環境に優しいということになっていこうかと思います。それから左の方ですね、チューブに成分が入っているということですけども、昆虫の交信かく乱剤をつかったものです。先ほど黄色灯の話をしましたけれども、それにも似たところがありますけれども、そのチューブに入っている成分を昆虫が嗅ぐと、生殖行動が抑制されます。オスとメスは引き合っていますが、その間に揮発成分を放散して、昆虫たちの行動を迷わせてしまって、繁殖活動が出来ないという形にするものです。そういうこともやっていますし、写真にはありませんが、ハウスのビニールに性質を変えた紫外線をカットするフィルムを使うこともあります。紫外線というのは昆虫には見えるらしく、その紫外線がカットされると通常の行動ができなくなって、ハウスの中に入ってくるのを防げるといった効果があります。特にアスパラガス栽培には、こういうものが普及してきております。（次お願いします）それから天敵の利用ということですね。これはダニ類の天敵として使われるものです。今、長崎県内でよく使われている天敵類です。虫の世界でも、草食系と肉食系の2つに分かれております。草食系のほうがですね、作物を食害するわけ、葉や茎を食べちゃうわけですね。そしたら食べられた植物はどうするかっていうと、いろいろ物質を作り出して、天敵を呼び出す揮発性物質を出すんですね。そうすると、肉食系の天敵が飛んできて、草食系のダニを食べちゃうとか、そういうことをやっているんですけども、なかなか思うようにはいかないってこともありますが、肉食系の天敵をハウスとかの中で放飼するんですね。10アールあたり相当な数を放飼して、葉っぱを食べる害虫をやっつける、そういうことをやっております。（次お願いします）その他いろいろあって、特に土着天敵みたいなものですね。こういうものについてはまだ充分な取り組みというのが県内では充分ではありませんけれども、土着したいろいろな天敵がいて、それを見つけ出して、増殖してですね、そういうものを上手に使っていこうという取り組みもあります。その1つには、ナナホシテントウムシみたいなものがありますけど、こういうものを、作物を作っている周辺の環境に、生態系や自然を豊かにして、テントウムシをたくさん棲ませられるような、そういう状況を作って実際の殺虫剤の使用回数を減らしていこうという、そういう取り組みも始まっているという事例です。まあこういうことをしながらですね、殺菌剤については詳しくお話を

しませんが、なるべく作物を健全な体にするような土作りをやって殺菌剤の使用を減らす取り組みも展開されております。エコファーマー、あるいは特別栽培農産物に取り組む農業者の方々はそういうことをやって、環境に優しい農業を展開しているという、そういうお話であります。

コーディネーター：ありがとうございました。今の藤田先生からは、化学農薬を極力減らして、環境負荷をできるだけ与えないように、そういった取り組みについて、長崎県では積極的に取り組んでおります。というお話だったと思います。これまでは、使用基準が決められていまして、それが守られている限りは安全性が確保されていると。生産者でも記帳等をして記録を取り、使用基準の遵守につとめているというお話だったというふうに思います。最後の話題でありますけど、長尾様から、冒頭に発言がありましたように、特に残留基準をオーバーした食品について、非常に関心があるということでございましたので、行政としての監視事項について、佐世保市保健所生活衛生課の伊藤様の方からご説明をお願いしたいと思います。

伊藤氏：佐世保市保健所の伊藤といたします。よろしくお願いします。私たちの仕事はですね、飲食によって生ずる衛生上の危害の発生を防止するのが目的です。その取り組みの中で、流通監視計画を行っているんですけれども、(次スライドお願いします。)資料の13ページに載っております。まず、流通している食品をどういうふうに検査するかということなんですけれども、行政が検査している所ですが、全国の保健所が行っております。例えば長崎県では8保健所ですとか、長崎市とか佐世保市があります。それから保健所ではですね、国内に流通している輸入食品と、国内で生産された食品を検査対象としています。輸入食品は輸入時に、国の機関の検疫所が行っていますが、国内に入ってきて市場に出回ると、保健所で検査しているというところです。佐世保市保健所では、どこの保健所でも同じなんですけども、年度毎に監視指導計画というのを作って、これに基づいて検査を行っております。この計画には色んな食品について検査を実施しますけども、例えば牛乳や、牛乳を挙げますと、監視員が牛乳販売店で食品衛生法に基づいて、店から無償で、検査に必要最小限の量を提供していただきます。この行為を収去といいますけど、その収去した食品を持ち帰って、保健所で細菌検査なり、理化学検査なりを検査するわけですね。今日の本題の残留農薬に関してはどうしているかといいますと、佐世保市保健所では、主に佐世保市内産の野菜・果物を対象としています。これには溯り調査ができるもの、出所が分からないと検査しても意味がありませんので、誰がどこで作ったか分かる物ということになります。検査に必要な量が決まっていますので、検査に必要十分量を、生産出荷時期に青果市場から持ち帰っております。(スライド次お願いします。)検査は、基準値が先ほど食品安全委員会で基準値を決められておりますけれども、それが食品衛生法で決められまして、食品又は添加物の基準及び規格というところで決まっております。これはポジティブリス

ト制といいますけれども、それで基準としてやってます。検査項目はですね、使用されるところと考えられる農薬などで 100 項目前後、100 項目以上検査することになります。検査は、佐世保市保健所の検査課で行っております。結果は、野菜・果物を入手した所に、検査結果をお伝えしております。違反の場合は、残留食品の販売禁止を指示します。同一ロットの作物の流通販売をストップさせるということになります。それから農林行政のほうに、関係機関へ違反の通知を行います。ここで、農薬の使用について調査指導をすることになるわけです。それから公表ということになります。(スライド次お願いします。)これが佐世保市保健所で行いました検査結果です。H19 年から行いまして、まず 4 検体からはじめております。これが H20 年ですね。(それからスライド次お願いします)これが H21 年度現在ですけれども、15 検体行っております。キュウリだとかトマト・ハウナスそれから白ネギ、それから春菊・ブロッコリー等行っております。これは 1 検体ずつ全部違う農家さんのところから取っております。全部今まで載せてますけれども、今のところ、基準内といいですか、すべて適ということです。保健所ではこういうことを行っているということです。

コーディネーター：ありがとうございました。今佐世保市の保健所では、主に佐世保市内の農産物について、農薬等についての残留検査をやっているというお話でした。事前質問の中では、特に輸入食品に対する関心が高いということでございましたけれども、長崎県では昨年の 10 月 2 日の日にですね、これは長崎市の方でございましたけれども、輸入食品の安全性についてこういった意見交換会をしております。その中で輸入食品については、厚生労働省の所管ではございますけれども、輸出国でのチェック、水際でのチェック、それから国内流通、先ほど佐世保市保健所の伊藤様からお話がありましたけれども、これら 3 段階でのチェックをやっているということで、きちんと対応してますよという内容でございました。では、特に基準値を超えた食品は、危険なのかといった質問も事前にありました。特にマスコミあたりで基準値で何倍でもオーバーしたといったような報道がされます。消費者としても、非常に不安な面があるかとも思いますけれども、新本先生の講演の中で少しふれられたと思うんですけれども、先生の方からですね、ちょっと補足していただけるとありがたいんですけれど。

新本氏：残留基準値というのは、食品安全委員会が定めた ADI を超えないような管理のルールとして定めたものであります。ただその基準値を超えたから、即安全に係るかというとは必ずしもそうでない場合があります。今日ちょっとお話に出ましたが、田んぼの横で野菜を栽培してですね、稲に農薬まいたのが風に流れて野菜にかかってしまったという例がありますけれども、野菜に残留農薬、作物残留試験とかやってなければですね、一番厳しい基準値だと、0.01ppm というものが適用されてしまうんですけれども、米であれば例えば 0.5 とか 1ppm とかいう残留基準があるかもしれないんですけれども、隣の野菜には

0.01 p p mということで、それを超えてしまえば残留基準値をオーバーということになってしまいうんですけども、それは直ちに超えたからですね、今日も何度もお話ししましたが、でも、ADI いわゆるその毎日一生食べても大丈夫な量を超えるか超えないかというのが一番ポイントですので、そういう目で安全との関係は考える必要があるのであろうと、いうふうに思います。ただ中国産の餃子事件のように、相当程度濃度の高いものであれば、これは毎日一生ではなくても、1回食べればそういった影響が出る場合もありますので、基準値を超えたといってもいろいろあるということ覚えていただければなあというふうに思います。補足でございます。

コーディネーター：ありがとうございました。いま新本先生のほうから、中国産餃子の話題が出ましたが、今回についても質問があがっておりますけども、これは中国がおこした製品につきましては、桁違いの高濃度の農薬が含まれていたということで、通常の残留農薬では起こりえないものだと考えられております。また新聞情報程度のことしか分かりませんで申し訳ないんですけども、この事案については、真相究明についてはまだ承知しておりません。ただ、再発防止のために、日中間の閣僚レベルでの定期協議なり、あるいは政府高官で食品安全に関する覚書がされているということは聞いているというご報告を申し上げたいと思います。長尾さんのほうで、先ほど食品の監視状況について説明があったわけですけど、説明を聞いて消費者として、どのような感想を、評価でも結構なんですけれども、一言ご発言お願いしたいと思います。

長尾氏：先ほど農薬のことであつたりとか、農協の栽培の方法であつたりというのが、なかなか一般消費者のところまで知られてないというのが現状ではないかなというふうに思っています。特にそういういろんな農業法については、生産者の方はご存知ですけども、買う消費者はですね、やっぱり買う時にマークがついてて、そのマークがどういうふうな生産をされたのかという同時にそこで知ることが出来るというような状況を作らないと、農業の方法がこういうふうにありますよ、というそれとは別な勉強の方法といえますか、そういうふうにして行ってもなかなか伝わらないのかなというふうに思います。ですから是非、生産者の方と流通の方が一緒になってやっぱりそういうふうに努力をされていることであつたり、そういうことを知らせていくということ、一緒になってやるということが今後は大事じゃないのかなというふうに感じました。以上です。

コーディネーター：ありがとうございました。ちょっと時間がだいぶ経過しておりまして、パネリストの方から、それぞれの立場でご意見を頂戴いたしました。パネリストたちにつきましてはここまでとしまして、会場との意見交換に入りたいと思います。これからですね、フロアの皆様方いろいろご質問が多いかと思いますが、今日は、ここにあります農薬のことというのがテーマでございますので、出来るだけ可能な限り関連した質問を

お願いしたいと思います。なるべく多くの方に質問していただきたいと思っておりますので、手短にお願いするとともに、差し支えなければ、お名前とご所属をおっしゃっていただければ、私の方が指名したときに係の者がマイクをもってお伺いします。早速ですけども、フロアの方でどなたかご質問等ある方お願いします。ご婦人の方からお願いします。

質問者1：すいません。そちらの方がお話することが多いものですから、質問しようと思ってもされないじゃないですか。もう時間が経ってしまって。そして、私は新生活運動の生活学校というところの西海生活学校の。と申します。添加物にしても農薬にしてもいろいろな化学物質にしても、生活学校は早くから農協の方を呼んで、そして勉強をしてきておるんですよ。だから、もう何十年も前のとだいぶ違ってきたら、そしたらまたやっぱり勉強しなおさないといけないですけども、この前、県の方を、専門の方を呼んで、そして私が「水を並べて売りよる、あれには防腐剤は入ってないの？」というたら、「今は防腐剤という言葉は使いません。」と怒られたんですけどね、そんなふうに変わってくるんならね、もうどんどん勉強しないといけないと思います。それと、生産者は農協が指導しよるわけでしょ？稲を作る、米を作るところを農協が指導しよるわけでしょ？農政局が農協を指導しよるんですか？それで私ね、農政局なんかも理想的な事ばかり話を聞いたって、本当にそこに行って調べてみてご飯も食べてみて、そして物をおっしゃって下さっているのかなと思いますけども、検査する人がどこでも足りないですね。漁協なんかでもよそで朝鮮から入ってきた貝をその生産地に、その日本の国に着いたところを、もう生産地にするとか、そんなようなやり方で、消費者は今まで来てるわけですからね。本当にどんなふうになって消費者が、私どもは心配で心配でたまらない。本当に今は何でもかんでも食べられんねと、というような話で、野菜なんかでも自分の倉庫はぶち壊してその下に野菜を作ったりしよるでしょ？だからもっと安心、ほんとに安全安心、農協の方がおっしゃったように、安全で安心な物をおっしゃっていただきたいと思います。それにはもう充分な、本当にこれ以上の検査はないというぐらいの検査をしていただきたいと思います。そんなに私ども国民は思っているのに、いつの間にか騙されて、テレビに出て初めて気が付くんですよ。それがもう歯がゆくてたまらん。生活学校はもう42年間もこういうふうな食べる物とか衣食住についてずっと動いてきました。しかし、いつの間にか騙されとったというようなことになって、非常に残念な思いを致します。一応終わります。

コーディネーター：ありがとうございました。今いくつかのご質問がありましたので、生産者に対する農薬の使用に対する指導等について、JAの方、農政局の方、岡本様で、庭瀬様の方からご発言をお願いしたいと思います。

岡本氏：農薬の使用につきましては、先ほどもお話しした通りに、充分に基準に合った農薬、特に長崎県病害虫防除基準こういったものがございますので、これを遵守すると

もに、当 JA でまた地域にあった栽培暦を作ってから使用しております。それとあわせてから、特に私どもの団体につきましては、法令遵守がございますので、コンプライアンスも決まった以上の厳しい対処をしておりますので、当 JA 長崎西海の農畜産物はご安心してから食していただきたいと思います。ありがとうございました。

庭瀬氏：農薬使用者の指導については、農薬取締法の中で都道府県がやることになっております。また、農薬を使う際は、県の普及員さんだったり、防除所の方のアドバイスを聞くようにみたいなことも書いています。また長崎県さん独自で農薬アドバイザーだったり、農薬管理士っていう方がいらっしゃいます。その方々による指導等も行われているというふうに聞いております。

コーディネーター：よろしいですね。では、こちらの男性の方どうぞ。

質問者 2：長崎県立農業大学校の□ と申します。今日はあの若者を代表して質問させていただきたいんですけども、今日説明があったように結局昨年新型インフルエンザというのが流行ったと思いますけれども、まさに農業にとって病虫害との戦いというのは新しいものにどう対応していくかということで、先ほどの総合的に防除していったり、資材を使っていったりということで、ほんとに生産者の方の苦労とコスト、この努力の賜物だと思えるんですけども、そういった生産者側の方たち、そして私も消費者として、小売、買う瞬間にですね、ああこういった工夫がされているんだ、先ほどエコファーマーの認証の話もでしたが、なかなか浸透してないということもあるんですけども、そういう以前にですね、単純にこの後、夕方買い物に行って、ああこれかこれかっていう農家の方の苦労が分かるような形がなんかないのかなというふうに私感じたんですけども、皆さんのご意見を是非お聞かせいただけたらと思います。

コーディネーター：ありがとうございました。今特にエコファーマーの関係として、ご意見がありましたけど、特に生産者側として課題ですかね。こういったエコファーマーの規制であるとか、特別農産物で農薬を、なんて言いますかね、環境の負荷を軽減するような取り組みをされているんですけども、実際なかなかその消費者の方に目に見える形でなかなか出てこないんじゃないかという意見だったと思うんですけど。岡本様の方で、なにかそういった課題、実際こうなっているんだよということがあれば、おっしゃっていただきたいと思うんですけども。

岡本氏：そうですね、あの安全安心な食べ物については、1個1個つけていくのが1番いいと思います。消費者が安心して購入できますんで。ただこれについてまわるのが経費ですね。エコファーマーのものについては、まず出荷容器、大きい外箱、段ボールには概ね

つけておると思います。私どもの JA 関連のは。また、単価の高いものについてはそれぞれの小包装紙にも、包装容器、パックとかビニール袋とかそういったものにもつけていると思いますけども、相対的にはなかなかここまで難しいと思われれます。現状では、逆に我々は出来るだけ生産経費、流通経費をおとしていこうということで、頑張っておりますので。まあ時期的に大きい農畜産物については、大きい流通店舗においては、そういったのぼりとか色んなものたててから、そういった安全で安心なエコファーマーの農畜産物ですよという宣伝やっておりますけれども、シーズンスタートからシーズン最後まで全農畜産物に当 JA の農畜産物にそういったものを表示するというのは現状ではなかなか難しいんですけども、努力はしていきます。努力をしていってから、皆さん方から地元の農畜産物は安全だよ、安心だよということを理解していただけるように努力をしていきますので今後ともよろしくお願い致します。

コーディネーター：是非、先ほど岡本様が言われたとおりにエコファーマー等の取り組みについてマークがされているようなのでその辺りも注意して、お買物の方もしていただけたらと思います。他にどなたかいますか。では男性の方お願いします。

質問者3：元サラリーマンです。18 年前から家庭菜園的な野菜作りをやっています。そこでは無農薬で野菜を作っております。いっぱい言いたい事があります。1つ言いますと、さっき生協の方もおっしゃった、その前の女性の方もおっしゃいましたが下手にすると我々はかなり毒性の強い野菜を仕入れる事があるんです。というのは農協を通したり、生協を通したりした野菜はいいかもしれませんが、個人的に特に店に売ってある野菜等はかなり農薬がかかったやつがあると思います。そんな場合ももっと厳しくするようにお願いしたいと思います。それから私の1番いいたい事は、先ほどエコファーマーのところでお話がありましたが、黄色灯とかフェロモン剤とか天敵の事など、とっても参考になりました。その他に、私が取り入れている事はコンパニオンプランツという言葉がありますね。これを取り入れているんです。これは個人的な書物しかでていないです今、各書店にいつでも。だから勉強しようとしてもなかなか個人的なもので違う事を言っている事もあります。だから、できれば役所の方で、そういった試験的な事をしておられますかね？それと発信おられますかね？もししていなかったら早く試験的な事をやって発信していただきたい。我々は、役所がする事を結果として受け止めるわけです。そういう事も今後お願いしたいと思います。お尋ねしますが、コンパニオンプランツについて何か取り組んでおられますか？

庭瀬氏：農林水産省の所管の独立行政法人であります、中央農業総合研究所という所で I P M の総合的な取り組みをやっています。その中であったかどうかまでは覚えてませんが、

いろいろなIPMの技術について紹介しています。たぶんそれはホームページでも載っていると思いますので、コンパニオンプラントについてはもし情報等がありましたら、お渡しできるようにしたいと思いますけれども、基本的には中央農業総合研究所のホームページをご覧くださいのが一番良いのかなというふうに思っています。また、CMなのですが、3月11日に福岡の久留米の方で、IPMフォーラムといって先ほど藤田所長が紹介していました、農薬に頼らない総合的な防除の仕方についてのフォーラムを開催します。まだ締め切りになっていないと思いますけれども、九州農政局のホームページの方に申し込みがあると思いますので是非ご興味があったら参加いただけたらと思います。

コーディネーター：そちらの女性の方、どうぞ。

質問者4：■▲町食生活協議会の□○といいます。2点、要望とお尋ねを致します。1点は食の自給率の話が先ほどできました、何人かの方がですね。これは自給率をあげる為に正しい農薬を使って生産しているんだというお話でした。私の町で1、2ヶ月前に世界的に有名な服部幸應先生の講演をいただいたのですが、その時に「国の食料自給率というのが41%不足という事ははっきり皆様方もマスコミで報道されているのでご存知と思いますが、長崎県の食料自給率というのはどのくらいでしょうか？」とお尋ねになりましたので「40%何%でしょう。」と私が発言したところが「いいえ、いいえ。20%にも満たませんよ。」というようなお話を有名な先生がなさったので、やっぱり長崎県はあっちこっちにひきあわせてみてそのくらいだったと思っていたところが、19年度では45%だそうでございますので、農政局の方もっと県民の方に、食の大切さってということや、外国の食事に頼るんだという事も含めながら食の自給率は長崎県は45%であるよという事をPRしていただきたいと思います。それからもう1つは素朴なお尋ねですが、今から春になりますと、自然食材としてワラビがでてきますが自然毒に属するか分かりませんが、ワラビの毒性というのがあっちこっちで囁かれておりますが、私達自然に食べても大量に食べなければいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか？今日の講師の先生にお尋ねします。

コーディネーター：2点ありましたが、1つは要望ということで食料自給率の向上について、農政局の方でもしっかり県民の方にPRして欲しいという事でございますので、こちらでも貴重なご意見でございますので積極的に対応していきたいと思います。2点目のワラビの毒性の関係については新本先生の方から回答をお願いしたいのですが。

新本氏：ワラビの毒性を食品安全委員会が評価した事がないものですから、お答えになるか分かりませんが、ワラビも日本人が長く食べてきたものですので、一定の調理方法が隠されているのではないかと思います。ですから、それほど心配する事はないと思うんですが、ただ自然にあるものだから、必ず大丈夫だという事ではなくて大量に食べると、や

はりワラビに限らずワラビがどうこうといっているわけではないのですが、何事も食べ過ぎるという事は栄養面のバランスもあるので気をつけて頂いた方がいいかと思います。食品安全委員会としてワラビの問題の知識を持っていないものですから答えにならないんですが、そのように付き合っていただければなと思います。

コーディネーター：そろそろ時間が押しせまっています。もうひとかた、質問を受けたいと思います。どなたかおられましたらご発言をお願いしたいのですが。それでは、ないようですので予定の時間がまいりました。ここでアドバイザーの新本先生より簡単に感想など取りまとめをお願いしたいと思います。

新本氏：パネリストの皆さん。それぞれ生産者の立場、あるいは消費者・流通の立場、あるいは検査の立場という事でいろんな立場の方に取り組みの話をさせていただきました。私もリスク評価をやっている食品安全委員会としても参考になる話でした。また、会場の皆様方。消費者の立場という事でいろんな気になることとかをご質問いただきありがとうございました。今日「みんなで考えよう！『農薬のこと』」という事で意見交換会だったんですが私が今日お話をさせていただいたようにリスク評価とリスク管理という事で、基本的には正しくリスク評価されて、正しいADIが設定されて、且つそのADIをふまえて正しい基準が作られてその基準がきっちり守られれば健康影響は出ないですが、今日会場の皆さんからご質問・ご意見があったように、基準を守っていないのではないかという不安がかなりあるのかなというふうに感じました。そういう事をふまえて食の安全というのは行政だけでやるのではなくて、生産者・消費者・流通業者・更に行政という事で皆でやるわけではありますけれど、ぜひ基準を守るという点についてはここにいらっしゃる皆様方がそういう立場で努力されるわけですし、今日、会場に来られた皆様方もそういう事についてですね、ものをいっていただければ生産者も従来以上に気をつけるわけでしょうから、そこは引き続きこういう問題に関心を持っていただく事がより私達の食品の安全を高める事になるのかなというふうに感じました。私共、食品安全委員会としても間違った評価をしないように、皆様方からのご意見なり情報を集めるようなシステムをパブリックコメント等をやらしていただいていますので、私の立場としてはそういう事をきっちりやって皆様の食品への安全を確かなものにしていきたいと思っております。今日は長崎県さんまたは佐世保市さんのいろんな準備のおかげをもちまして様々な情報交換・意見交換ができたんじゃないかというふうに思います。私の方からもお礼をさせて頂きたいと思います。ありがとうございました。

コーディネーター：ありがとうございました。これで意見交換会は終了致しまして、マイクを司会にお返ししたいと思います。

司会：パネリストの皆様、それからコーディネーター、アドバイザーの皆様、それからご出席頂いております、会場の皆様、本当に今日はありがとうございました。以上を持ちまして食品の安全・安心に関するリスクコミュニケーションを終了させて頂きたいと思います。本日は長時間に渡りまして、また貴重なご意見を頂きまして、誠にありがとうございました。なお、受付の方でアンケートの回収を行っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。また、皆様方のお近くで、このような意見交換会が開催されることがございましたら、是非とも積極的なご参加をお願いしたいと思います。それでは皆様お気をつけてお帰り下さい。本日はどうもありがとうございました。